

会員制テニスクラブ・テニスポート波崎 規約

本規約は、会員制テニスクラブ・テニスポート波崎の運営に関する基本事項を定めたものであり、クラブの運営は本規約に基づき行うものとする。

第1条（名称）

本クラブは、テニスポート波崎（以下、「クラブ」という）と称する。

第2条（目的）

クラブは、セバック株式会社（以下、「会社」という）が所有するテニス施設（以下、「施設」という）を利用して、会員相互の親睦および健康の増進を図るとともに、クラブとしての事業を行い、更には地域社会のスポーツ文化の発展に貢献することを目的とする。

第3条（事務所）

クラブ事務所は、茨城県神栖市土合本町1丁目8762-13番地のクラブハウス内に置く。

第4条（クラブの運営）

クラブの運営は会社が設置する運営委員会の決議に基づくものとし、実務の実行は会社および会社から委託を受けた高木工業株式会社がこれを行う。

2 クラブに実務実行上の責任者（以下、「運営責任者」という。）をおく。当該責任者は、高木工業株式会社が同社の波崎事業所の従業員から選任する。

第5条（運営委員会）

運営委員会は本規約（別表1～5を含む）および関連規則類の制定改廃、本規約に定められた事項の承認、ならびに会社の方針に基づく事項の決議を行うとともに、運営責任者に対し実務実行上の指示を与える。

第6条（運営委員会の構成）

運営委員会は、会社が指名する以下の委員および委員長（以下、総称して「役員」という）により構成する。

- （1）委員は、クラブの運営に関し委員会に提案もしくは助言を与えるものとし、社長、営業部門管掌役員、営業サービス部長、営業グループマネージャー、総務部長が就任する。
- （2）委員のうち1名を委員長とし、社長が就任する。委員長はクラブを代表し業務を統括するとともに、運営委員会開催時は議長を務める。

第7条（運営委員会の開催）

運営委員会は委員長が招集し、年1回3月度に定期運営委員会を開催するほか、臨時に開催する。

2 運営委員会の開催記録は議事録として記録保管する。

第8条（会員の種類）

クラブの会員（以下、総称して単に「会員」という）は次のとおりとする。会員名は会員名簿に記載し管理する。

- （１）名誉会員
- （２）個人正会員
- （３）個人家族会員（配偶者） ※既存会員のみ。
- （４）法人会員

２ 以下の会員については、募集を停止した。

■2023 年 4 月より募集停止

- ・個人家族会員
- ・個人正会員（年間会員）
- ・個人平日会員（年間会員）

■ 2026 年 4 月より募集停止

- ・個人平日会員
- ・個人家族会員（配偶者）

第9条（名誉会員）

名誉会員はクラブまたは会社に対し特に功績があった者の中からクラブまたは会社が推薦し、運営委員会が承認することによって資格を付与された会員をいう。

名誉会員の資格を付与された者はクラブの利用時間内において、スクール営業時間におけるスクール用施設を除き常時施設を利用できるものとする。

なお、2026 年 7 月 1 日より、名誉会員の推薦および承認は行わないものとする。

第10条（個人正会員）

個人正会員は、第14条に定める入会手続きを経て会員となった者をいい、別表1に定めるとおり施設を利用できるものとする。

第11条（個人家族会員）

個人家族会員は、個人正会員の配偶者を対象とし、第14条に定める入会手続きを経て会員となった者をいい、別表1に定めるとおり施設を利用できるものとする。

第12条（法人会員）

法人会員は、第14条に定める入会手続きを経て会員となった者をいい、1法人あたり4名（無記名）までとする。法人会員は、別表1に定めるとおり施設を利用できるものとする。

第13条（会員の募集）

会員の募集は原則として常時募集とするが、運営委員会の決議により一部の会員の募集を一定期間停止することができる。

第14条（入会手続きおよび入会承認手続き）

入会手続きおよび入会承認手続きは以下とする。

- （1）新規に会員となることを希望する者は、クラブに所定の入会申込書を提出する。
- （2）個人会員については、所定の預金口座振替依頼書を提出する。
- （3）運営責任者は、希望者に対し所定の審査を行う。
- （4）運営責任者は、審査の結果、クラブの会員資格として適格であると認める場合は、運営委員会に承認の申請を行う。
- （5）運営委員会の承認後、入会希望者は入会金および会費1ヶ月分を納付した後に会員資格を取得する。
- （6）運営責任者は、会員名を会員名簿に記載するとともに会員証を交付する。

第15条（入会金）

会員の入会金は別表2に定めるとおりとする。一旦納付された入会金は返還しない。

第16条（保証金）

会員の保証金は別表3に定めるとおりとする。第8条第1項第4号の会員については会員期間満了後において、法人会員たる資格を喪失した後に（但し除名の場合を除く）、本人からの請求により、預託証券と引き替えに預かり期間無利息の条件で返還する。会費その他に未払い分がある場合は相殺する。

第17条（会費）

会員の会費は、別表4に定めるとおりとし、支払方法は年払いまたは3ヶ月払いを原則とする。法人会員については、クラブが発行する請求書に基づき、請求書発行月の末日までに会費を支払うものとし、個人会員については、口座振替による支払いを原則として、前払いにより会費を支払うものとする。会員の退会等により未利用分の月額会費が生じた場合は月割りで返還するものとする。

第18条（休会）

会員が病気、海外出張、転勤その他やむを得ない事情により一定期間クラブを利用することが困難となった場合であって本人からの申し出がある場合は、運営委員会の承認を経て当該会員を一定期間休会扱いとすることができる。休会手続きおよび会費の取扱い等については、以下のとおりとする。

- （1）休会期間は、1ヶ月単位とし、最長1年間（連続12ヶ月）までとする。
- （2）休会を希望する場合は、毎月10日までに、クラブに所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができる。休会を申し入れた当該月の途中から休会を希望する場合は当該月の会費は返還しない。
- （3）休会期間中に1年間（連続12ヶ月）を超える休会が必要となった場合は、1年間の休会期間が終了する日までにクラブにその旨を申し入れるとともに、月会費の3ヶ月分を一括で納付することにより、休会期間を1ヶ月単位で最長1年間まで延長することができる。なお、延長する休会期間の長さにかかわらず、納付された3ヶ月分の月会費は返還しないものとし、延長開始日から3ヶ月以内に復会する場合は、延長開始後4ヶ月目から通常の月会費を納付するものとする。

- (4) 休会から復会を希望する場合は、クラブに所定の復会届を提出するものとする。復会後の会費は、復会日が属する月から1ヶ月分の月会費を納付するものとし、この月会費については日割り計算による精算は行わない。
- (5) 休会期間中の月会費の納付については、1年間（連続12ヶ月）を超えない限りこれを免除する。
- (6) 休会期間が3年（連続36ヶ月）を超えた場合は退会とする。

第19条（再入会）

退会をした者が、再入会する場合の手続きは第14条に定める入会手続きのとおりとする。

第20条（会員資格の喪失）

会員が次の事由に該当する場合は自動的に会員資格を失う。

- (1) 退会または死亡したとき
- (2) 家族会員の主体である正会員が資格を喪失したときの家族会員、または家族会員としての要件を喪失したときの家族会員
- (3) 休会期間が3年（連続36ヶ月）を超過したとき
- (4) 会員権を譲渡したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 法人会員の主体たる法人が解散したとき
- (7) クラブの閉鎖

第21条（退会手続き）

退会手続きは以下のとおりとする。なお、会員本人の死亡による退会の場合、退会手続きは家族の同意を得て運営責任者が代行することができる。

- (1) 退会を希望する会員は、クラブに所定の退会届を提出する。
- (2) 運営責任者は、前項の希望者に対し意思確認を行う。
- (3) 当該会員に対し会員証の返還を求め、会員名簿から削除する。

第22条（除名）

会員が次の事由に該当する場合は、運営委員会の決議により除名することができる。この場合、納付済みの会費および保証金は返還しない。除名された者の再入会は認めない。

- (1) 会費その他の納入を3ヶ月以上滞納し、かつ会社の請求に応じないとき
- (2) 本規約その他クラブまたは会社が定める規約に違反し、かつクラブの遵守命令に応じないとき
- (3) クラブの名誉もしくは信用を著しく傷つけまたは秩序を乱したとき

第23条（除名手続きおよび除名承認手続き）

前条に該当する場合は、運営委員会において除名の可否を審議し承認するものとする。運営委員会において除名が承認された場合は、納付済みの保証金を没収するとともに会員名を会員名簿から削除する。

第24条（反社会的勢力の排除）

入会希望者または会員は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。

2 会員が反社会的勢力に該当すると判明したとき、クラブは何らの催告なく当該会員を除名し、納付済みの会費および保証金は返還しない。

第25条（会員権の譲渡）

第8条第1項第2号にいう会員については、運営委員会の承認を得ることを条件に、会員権を他の者に譲渡することができる。但し入会后5年間は譲渡できないものとする。また譲り受けた者は別表5に定める名義変更手数料を納入することにより前会員権者の有していた権利義務をそのまま継承できるものとする。

第26条（休日）

クラブの休日は以下とする。

- （1）毎週月曜日。但し当日が祝祭日もしくは振替休日にあたる場合は営業日とする。
- （2）年末年始（12月31日～1月3日）。但し変更する場合は事前に会員へ通知する。
- （3）会社または運営委員会が定めた日

第27条（臨時休業）

天災地変、停電、断水等により施設が使用不能の状態にあると判断される場合、施設の点検、修繕、改修その他運営上必要と認められる場合に施設の一部または全部を臨時に休業することがある。

第28条（施設利用の制限）

クラブは、クラブまたは会社の主催する競技会、テニスクール、合宿客受入、イベント開催等を行う場合は、あらかじめ会員に周知することにより、施設利用を一定期間制限することができる。

第29条（禁止行為）

施設の利用に際し、次の行為を禁止します。禁止行為をした方、またはその疑いがある方は、何ら催告なしに直ちに利用を停止し、退場等の措置を行う場合がある。

- ① 飲酒、または酒気帯び状態での利用
- ② 喫煙場所以外での喫煙
- ③ テニスコート内での食事
- ④ テニスコート・壁打ち場以外での練習
- ⑤ 指定場所以外でのコンセントの使用
- ⑥ スタッフとの個人的交際
- ⑦ 施設内での許可のない撮影、ビラの配布、署名運動、政治、宗教、営利等の行為活動
- ⑧ 他の会員またはスタッフに対して、叩く、殴る、強く押す、強く掴む、その他暴力的な行為
- ⑨ 他の会員またはスタッフに対して、脅す、大声で怒鳴る、罵声を浴びせる等、相手に恐怖を与える言動

- ⑩ 窃盗、盗撮、のぞき、痴漢、露出、その他法令または公序良俗に反する行為
- ⑪ 敷地内での火器（鉄砲類）、凶器類の持ち込み、使用
- ⑫ 覚せい剤、麻薬、その他依存性薬物の持ち込み、使用、売買、またはそれらを助長する行為
- ⑬ 他の会員やスタッフへの待ち伏せ、つきまとい等の行為、またはストーカー行為
- ⑭ スタッフや任意の他者に対して、不快な感情を生じさせる行為・言動、またはその可能性がある行為・言動、混乱を誘発または助長する行為・言動等の迷惑行為
- ⑮ クラブの運営について、クラブからの回答を受け取った後も、同様の意見、要望等を繰り返し、スタッフに対し、長時間、または、多数回に及ぶ面談、電話、連絡等を要求する行為
- ⑯ 社会的通念を逸脱した運営・業務への圧力等により、他の会員、クラブならびに施設およびスタッフの安全を脅かし、秩序を乱す、またはそのおそれがある行為
- ⑰ その他、前各号に準ずる行為、またはその疑いがある行為

第30条（クラブの閉鎖）

会社は、天災地変もしくは著しい会社情勢の変化、その他やむを得ない事由が発生した場合は、6ヶ月前の事前通知を行うことを条件にクラブを閉鎖することができる。この場合、会社は入会1年未満の会員に対しては入会金の全額を、それ以外の会員については保証金の全額を返還する。

第31条（ビジター）

ビジターの取扱は以下とする。

- （1）クラブは、施設に余裕があるときは、ビジター（合宿客等を含む）を受け入れることができる。
- （2）会員は会員以外の者をビジターとして同伴または紹介することができる。なお当該会員は、ビジターが施設内で行う行為についての全責任を負うものとする。
- （3）ビジターは別表1に定める利用料金を支払うものとする。

第32条（テニススクール等の収益事業）

会社はテニススクール等の収益事業の企画および運営を行うことができる。なお、テニススクールの会員が、レッスン以外の目的で施設を利用する場合は、別表1に定める施設利用料金を支払うものとする。

第33条（免責）

会社は、施設内（駐車場を含む）で発生した盗難、事故等に関わる責任を負わない。

第34条（付則）

本規約（別表1～5を含む）は、2026年7月1日から施行するものとし、これに伴い、本規約施行日以前に制定された「テニスポート波崎規約」およびこれに関連する規定は、すべて失効するものとする。

別表1 施設の利用時間および利用料金

1. 利用時間:

- (1) 火～土曜日:8:30～22:00まで
- (2) 日曜日:8:30～17:30まで
- (3) 祝祭日に当たる月曜日:8:30～17:30まで
- (4) テニススクール休講日:8:30～17:30まで

2. 利用料金

(1) アウトコート

ナイター照明をご利用の場合は、アウトコート利用料金に加えてナイター照明代が加算されます。

① アウトコート利用料金(消費税込み、1面あたり)

	平日	土日祝日	ご利用のご案内
クラブ個人会員	-	-	
クラブ法人会員	700 円／人・日	700 円／人・日	
スクール会員	500 円／30 分	650 円／30 分	レッスン前後のいずれか1時間は無料で利用できます。
ビジター	750 円／30 分	1,250 円／30 分	
テニス合宿	5,500 円／4 時間 11,000 円／8 時間	8,800 円／4 時間 17,600 円／8 時間	半日単位(4時間)の予約制(貸切)

② ナイター照明代 (消費税込み、1 面／30分)

	ナイター照明代	ご利用のご案内
クラブ個人会員	500 円／30 分	・ナイター営業日:火曜日～土曜日 22 時まで ・照明点灯時間: 3～5 月:18 時、6～8 月:19 時、9～10 月:18 時、11～2 月:17 時 ・17:45 以降は、セルフ利用となります。
クラブ法人会員	500 円／30 分	
スクール会員	500 円／30 分	
ビジター	750 円／30 分	

(2) インドアコート・テントコート

利用料金(消費税込み、1面／30分) ※予約制・照明付き

	インドアコート		テントコート	
	平日	土日祝日	平日	土日祝日
クラブ個人会員	1,450 円／30 分	1,950 円／30 分	400 円／30 分	450 円／30 分
クラブ法人会員				
スクール会員				
ビジター	2,000 円／30 分	2,500 円／30 分	500 円／30 分	550 円／30 分

別表2 入会金

入会金は以下のとおりとする。

会員	金額(税込)	備考
個人正会員	33, 000円	
個人家族会員(配偶者)	33, 000円	
法人会員	110, 000円	

別表3 保証金

保証金は以下のとおりとする。

会員	金額(税込)	備考
個人正会員	0円	
個人家族会員(配偶者)	0円	
法人会員	0円	

別表4 会費

会費は以下のとおりとする。

会員	金額(税込月額)	備考
個人正会員	6, 600円	
個人家族会員(配偶者)	5, 280円	
法人会員	22, 000円	

別表5 名義変更手数料

名義変更手数料は以下のとおりとする。

会員	金額(税込)	備考
個人正会員	33, 000円	
個人家族会員(配偶者)	33, 000円	
法人会員	110, 000円	

制定改廃記録

制定・改正	年月日	備考
制定	1983年 7月21日	新規制定
改正	2011年 7月 1日	
改正	2012年 4月 1日	
改正	2012年10月 1日	
改正	2013年 4月 1日	
改正	2014年 4月 1日	
改正	2021年10月 1日	
改正	2023年 4月 1日	
改正	2026年 4月 1日	
改正	2026年 7月 1日	